

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立学校（中部地区）校内LAN運営支援業務 一式

(2) 業務の仕様

別添県立学校（中部地区）校内LAN運営支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年4月13日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより6の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

カ 本件調達に係る業務の実施に当たり、仕様書の7の(2)に規定する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者（以下「技術責任者」という。）として1名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は以下の要件のいずれかを満たす者であること。

(ア) 独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者

(イ) C o m p T I A（コンピューティング技術産業協会）が主催するC o m p T I A A+の試験に合格している者

(ウ) 過去5年間に、学校（鳥取県内外、校種は問わない。）のIT技術者として通算3年以上の勤務実績がある者

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が、(1)のア、ウ、エ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 構成員の1以上の者が、(1)のイ、オ及びカの要件を満たしていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者になること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(サ) 解散後の契約不適合責任

(シ) その他必要な事項

3 契約をする者

鳥取県鳥取市湖山町北五丁目201番地

鳥取県教育センター

鳥取県教育センター所長 小谷 智子

4 契約担当部局

鳥取県教育センター

5 配布資料

・仕様書

・入札参加資格確認書 (様式第1-1号、様式第1-2号)

・質問書 (様式第2号)

・委任状 (様式第3-1号、様式第3-2号)

・入札書 (様式第4号)

・契約保証金免除申請書 (様式第5-1号、様式第5-2号)

・共同企業体協定書 (参考様式)

・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第6号)

6 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北五丁目201番地

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年4月7日(火)から同月30日(木)までの間にインターネットの鳥取県教育センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年4月7日(火)から同月30日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月19日(火)午前10時30分即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日(月)午後5時までとする。)

イ 場所

〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北五丁目201番地
鳥取県教育センター 本館2階 第1研修室

7 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

8 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより6の(1)の場所に令和8年4月14日(火)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和8年4月22日(水)までにインターネットの鳥取県教育センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter>) によりまとめて閲覧に供する。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、(2)の事前提出物を作成の上、6の(1)の場所に令和8年4月30日(木)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 事前提出物

ア 単独で参加する者の事前提出物について

(ア) 入札参加資格確認書(様式第1-1号)

- (イ) 2の(1)の力を証するもの(技術責任者の業務経歴、資格証の写し等)
- (ウ) 業務体制に関する書類(業務連絡体制図、県立学校訪問体制図、派遣人員一覧等)

イ 企業体の事前提出物について

- (ア) 入札参加資格確認書(様式第1-2号)
- (イ) 委任状(様式第3-2号)

各構成員が本件入札に関する権限を入札手続きを行う構成員に委任することを証する委任状

- (ウ) 2の(1)の力を証するもの(技術責任者の業務経歴、資格証の写し等)
- (エ) 業務体制に関する書類(業務連絡体制図、県立学校訪問体制図、派遣人員一覧等)
- (オ) 共同企業体協定書(副本)

本件業務に係る共同企業体協定書を作成し、協定書の副本を1部提出すること(共同企業体協定書(参考様式)を参照のこと。)

- (3) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

10 入札参加資格の審査について

- (1) 9の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年5月13日(水)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県教育センター所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年5月14日(木)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県教育センター所長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和8年5月15日(金)までに書面により回答する。

11 入札について

- (1) 本件入札は紙による入札とし、入札書は所定の書式(様式第4号)を使用すること。
- (2) 入札者は、本件業務に係る1人1時間当たりの単価(1円未満の端数は認めない。)を見積もること。
なお、この単価内には、本件業務遂行に要する経費(交通費、消耗品費、諸経費等)を含むこと。
- (3) 本件業務に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間に乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとする。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第3-1号又は様式第3-2号)を6の(5)(郵便等による入札の場合は6の(1))の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (8) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県教育センター所長 小谷智子」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする。(初度入札と併せて3回とする。)
- (10) 郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(11) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(12) 入札時に、落札者となるべき同価の入札を行った物が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

(13) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(14) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に4,960を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 入札の無効

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

(4) 委任状（様式第3-1号又は様式第3-2号）のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札

(6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

(7) 政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札

(8) 記名のない入札書による入札

(9) 入札書を鉛筆で記載した入札

(10) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

(11) 入札参加資格確認書（様式第1-1号又は様式第1-2号）を郵便等又は持参により提出していない者の入札

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものと知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。

(6) 12の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5-1号又は様式第5-2号）を、6の(1)の場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、6の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。